

事務連絡
令和3年4月28日

一般乗合旅客自動車運送事業者 各位
一般貸切旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局秋田輸支局長

バス車内における感染防止対策の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、4月23日付で改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する更なる対策強化を図ることとされているところです。

この点、多数の乗客が利用するバス車内における感染を防止するためには、バス車内における飲食についても対策を講じる必要があります。

これまで、貸切バスについては、（公社）日本バス協会が作成している「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づく対策が講じられてきたところですが、乗合バスを含めた全てのバスについて、車内における感染防止の徹底のため、下記の取組を講じていただきますようお願いいたします。

記

1. バス車内における飲酒は禁止とすること。
2. バス車内における食事についてもできる限り避けるよう、利用者に協力依頼を行うこと。